

庄内町教育委員会議事録

平成 29 年第 1 回定例会

平成 29 年 1 月 30 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 平成29年第1回定例会 議事録

- 1 会議日程 平成29年1月30日(月)
 - 開会 午後2時08分
 - 閉会 午後4時55分
- 2 会議場所 庄内町役場立川庁舎 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
平成28年第14回定例会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 平成29年度庄内町育英資金貸付者募集要項について
 - (3) 第2回庄内町いじめ防止対策連絡協議会について
 - (4) その他
 - 4 附議事件
日程第1 議案第1号 庄内町余目第四公民館、庄内町亀ノ尾の里資料館及び庄内町農村環境改善センターの管理運営に関する基本協定について
 - 5 協議事項
 - (1) 庄内町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例(案)の制定について
 - (2) 庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について
 - (3) 庄内町文化財保護条例の一部を改正する条例(案)について
 - (4) 庄内町資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について
 - (5) 庄内町教育委員会処務規則の一部を改正する規則(案)について
 - (6) 庄内町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(案)について
 - (7) 庄内町教育委員会公印規則の一部を改正する規則(案)について
 - (8) 庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則(案)について
 - (9) 庄内町学習支援員設置規則を廃止する規則(案)の設定について
 - (10) 庄内町立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
 - (11) 庄内町資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
 - (12) 庄内町内藤秀因水彩画記念館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
 - (13) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)について
 - (14) 庄内町元気の出る地域づくりを応援します交付金交付規則の一部を改正する規則(案)について
 - (15) 庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の一部を改正する規程(案)について
 - (16) 庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程(案)について
 - (17) 庄内町教育委員会非常勤嘱託職員取扱規程を廃止する規程(案)の設定について
 - (18) 庄内町野外活動指導員取扱規程を廃止する規程(案)について
 - (19) 庄内町公民館管理人規程の一部を改正する規程(案)について
 - (20) 庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程(案)について
 - (21) 平成29年度庄内町成人式実行委員会交付金交付要綱(案)について
 - (22) 平成29年度庄内町部落公民館連絡協議会交付金交付要綱(案)について
 - (23) 平成29年度庄内町青少年育成町民会議交付金交付要綱(案)について
 - (24) 平成29年度山形ふるさと塾形成事業活動助成金交付要綱(案)について
 - (25) 平成29年度庄内町芸術祭実行委員会交付金交付要綱(案)について

- (26) 平成 29 年度庄内町体育協会補助金交付要綱（案）について
- (27) 平成 29 年度庄内町駅伝・クロスカントリーチーム指導者会助成金交付要綱（案）について
- (28) 平成 29 年度庄内町町民ゴルフ大会実行委員会助成金交付要綱（案）について
- (29) 平成 29 年度清河八郎顕彰剣道大会実行委員会交付金交付要綱（案）について

6 その他

- (1) 第 2 回教育委員会定例会の開催について
- (2) その他

7 閉 会

4 出席者	教育長 教育委員 教育委員 教育委員 教育委員	菅原 正志 今野 悦次（第一職務代理者） 池田 智栄（第二職務代理者） 阿部 弓子 加藤 将展
-------	-------------------------------------	---

5 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者

社会教育課長	本間 俊一
指導主事	和田 一江
指導主事	五十嵐 敏剛
教育課長補佐兼教育施設係長	佐藤 祐一
教育課長補佐兼学校教育係長	佐々木 平喜
社会教育課長補佐	小林 重和
主査兼スポーツ振興係長	阿良 佳代子
主査兼社会教育係長	阿部 浩
主査兼余目第四公民館係長	齋藤 稔
主査兼教育総務係長	海藤 博

6 傍聴人 なし

開 会	(午後 2 時 08 分)
教育長	開会します。2 議事録承認を行います。何かございますか。一部修正して承認します。次に 3 報告について、最初に (3) 第 2 回庄内町いじめ防止対策連絡協議会についてお願いします。
和田指導主事	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。
池田委員	第 1 回目のときも、いじめというものは学校でのことだろうという雰囲気が協議会委員の方々にもあったというような報告を受けましたが、今回は少しずつでも改善されてきたのでしょうか。
和田指導主事	例えば青少年町民会議では、前回出席されたときには、自分たちで取り組めることはないかもしれないという感じでしたが、今回は、部落公民館での講演会や、あいさつ運動を行ってみたいという意見もありました。また、スポ少や部活でもありそうなので調査した方が良いという意見もありましたので、少しずつですが学校だけの問題ではないという意識が広まってきたのではないかと感じます。
教育長	とくに学童、スポ少、部活など、校外でのいじめが広がるおそれもあるので、注意する必要があるということをお聞きしたいです。多くの方々と共有できたと思います。他にありませんか。ないようなので、(1) 経過報告についてお願いします。
海藤主査	(資料に基づき説明)
教育長	追記、訂正等ございませんか。ないようなので (2) 平成 29 年度庄内町育英

	資金貸付者募集要項についてお願いします。
海藤主査	(資料に基づき説明)
教育長	来年度も募集条件は変わらないようです。質問等ございませんか。ないようなので(4)その他はありますか。ないようなので3報告を終わります。4附議事件に入ります。日程第1議案第1号庄内町余目第四公民館、庄内町亀ノ尾の里資料館及び庄内町農村環境改善センターの管理運営に関する基本協定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします
社会教育課長	(概略について説明)
齋藤主査	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ありませんか。
加藤委員	町と受託者側との間で責任のあり方が少し曖昧になっているのではないかと思います。例えば6P第33条(損害賠償等)では第2項「乙が、管理運営業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、甲は、その損害を賠償しなければならない。」とありますが、なぜ甲が賠償しなければならないのでしょうか。それと第3項の「前項の規定により、甲が、損害を受けた第三者の求めに応じて損害を賠償したとき」というのもわかりにくいと思います。甲が直接第三者から損害賠償を受けた場合は乙に対して求償できることなのかもしれませんが、「前項の規定により」という、前項との関係がよくわからないのですがどうでしょうか。
社会教育課長	第1項では「乙」が建物の所有者である「甲」に対して損害を与えるので、甲に損害賠償しなければなりません。第2項は、民間の考え方からすると乙に賠償責任があるかと思われませんが、指定管理者というのは町に代わって管理運営しているわけなので包括的な賠償責任というのは、建物の管理者が負うことになっています。ですから第一義的には町が損害賠償の責めを負うというわけです。その代わり町は、指定管理者に対してその損害賠償について求償権を持ちますので、そのことが第3項に規定されています。指定管理者に賠償の能力がないと損害を受けた側が求償できなくなってしまうので、設置者である地方公共団体が賠償の責任をまず負いなさいというのが基本です。
加藤委員	そうだと思ったのですが、第3項の書き方が「甲が、損害を受けた第三者の求めに応じて損害を賠償したとき」となっているので、この読み方だと、第三者が甲に対して損害賠償を直接請求すれば求償権が生じるけれども、乙に対して損害賠償を請求すると、甲に直接損害賠償を請求していないので求償権が発生しないような形にも受けとれますので、「損害を受けた第三者の求めに応じて」という部分はいらないのではないのでしょうか。
社会教育課長	乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、選択権が甲乙のいずれかにあるわけではなく必ず甲にあるわけなので、その方が理解しやすいと思います。
教育長	では、第33条第3項は、「損害を受けた第三者の求めに応じて」を削って、「甲が、損害を賠償したときは、」となるように修正して下さい。他にございませんか。
池田委員	(信義誠実の原則)や(剰余金の取扱い)を再検討されたようですが、それは現在指定管理者制度を導入している施設の課題や反省点に基づいてのことなのか、そのへんの経緯はあるのでしょうか。
教育長	響ホールと体育施設の指定管理の状況が、この協定書に影響しているのかということですが、参考にしたのは間違いありませんよね。

齋藤主査	基本的には、響ホールと総合体育館を参考にしていますけれども、和合の里を創る会の理事の中には、響ホールの理事や総合体育館の理事もおりますので、和合の里を創る会の協議の中でそうした方々の意見が反映されている所もあろうかと思えます。剰余金の関係については、法人税の特例を受けるため必要な手続きの一環で今回基本協定書の中に案として記載していますが、響ホールや総合体育館の剰余金についても併せて指定管理者選定委員会の中で協議することとしています。
教育長	暫時休憩します。
休憩 14:48~15:01	
教育長	再開します。他にございませんか。ないようなので賛成の方は挙手願います。全員賛成で可決します。5協議に入ります。(1)庄内町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例(案)の制定についてお願いします。
海藤主査	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(2)庄内町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
佐々木課長補佐	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(3)庄内町文化財保護条例の一部を改正する条例(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(4)庄内町資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(5)庄内町教育委員会処務規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(6)庄内町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(7)庄内町教育委員会公印規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(8)庄内町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
海藤主査	本日資料を準備する予定でしたが、間に合いませんでしたので、大変申し訳ありませんが次回提案させていただきます。
教育長	それでは、(9)庄内町学習支援員設置規則を廃止する規則(案)の設定についてお願いします。
佐々木課長補佐	(資料に基づき説明)
社会教育課長	(補足して説明)

教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。午後3時35分まで休憩します。
休憩 15:25~15:35	
教育長	再開します。(10) 庄内町立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(11) 庄内町資料館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(12) 庄内町内藤秀因水彩画記念館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(13) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。
加藤委員	第7条の規定は、テント泊をしようとする方が、大雨や台風等で危険な状態になった場合には、料金を出して研修棟や屋内運動場で泊まれるということですか。
社会教育課長	保健所からは、生命に危険な状態でなければ旅館業法上無理だという指摘がありましたので、このように限定することにしました。それ以外は無料にするという考え方です。
教育長	他にございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(14) 庄内町元気の出る地域づくりを応援します交付金交付規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(15) 庄内町教育委員会が定める日帰り旅行の日当を支給しない職に関する規程の一部を改正する規程(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(16) 庄内町教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(17) 庄内町教育委員会非常勤嘱託職員取扱規程を廃止する規程(案)の設定についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
加藤委員	指定管理を受ける教育機関の長である公民館長は、この規定からははずれるわけですが、同じ公民館長が他にもいますので、その位置付けが不透明なように思われます。

社会教育課長	社会教育法上、公民館には館長を「置く」ことになっていますので、指定管理者制度に移行してもしなくても必ず館長は置かなければなりません。館長の職務については全体の指揮監督をするというように社会教育法に規定されています。今提案しているこの規程では、事務手続き等について教育長から公民館長に委任をするわけですが、指定管理者の場合は協定書に基づき指定管理者として責任を持って事務手続きを行うこととなりますので、決裁権についてもその指定管理者が考えることとなります。そのためこの規程では指定管理を受ける教育機関の長である公民館長は外さざるをえなかったということです。
教育長	他にございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(18) 庄内町野外活動指導員取扱規程を廃止する規程(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(19) 庄内町公民館管理人規程の一部を改正する規程(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(20) 庄内町社会教育に関する処務規程の一部を改正する規程(案)についてお願いします。
社会教育課長	(資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。
加藤委員	この規程は指定管理者との協定書よりも上位にあるものですか。
社会教育課長	協定書には指定管理者に係る取扱い等について記載していますが、この規程は庄内町の直営施設について定めております。
加藤委員	規程の名称が「庄内町社会教育に関する処務規程」になっているので、指定管理者については別途協定書に基づいて取り扱う旨の規定があったほうがよろしいかと思います。これだと指定管理者は社会教育から外れているように感じてしまいます。
社会教育課長	指定管理者にしてみれば、町の諸規定に準じて取り扱うという考え方は当然あると思いますが、逆に指定管理者の事務について町がいろいろと指示することは難しいかと思います。
加藤委員	指定管理者の部分は外しているようですが、その外している組織がどのようなルールに基づいて取り扱うのかというような一文がこの規程にあれば、その組織も社会教育の一環であるということが見えるかと思います。
社会教育課長	指定管理者が行う手続きの中で、町が考えていないようなやり方があるとすれば、それについてはこうして下さいという話はできますが、必ずこうして下さいとはできません。例えば実費弁償も自治法上の規定がありますが、指定管理者制度ではある程度自由が利くわけですので、あまり制限するとかえって不便が生じるおそれもあります。
加藤委員	文章として規程にあればよろしいかと思いますが、実務的に問題がなければかまいません。
教育長	他にございませんか。ないようなのでこのように進めてもらいます。(21) 平成29年度庄内町成人式実行委員会交付金交付要綱(案)から(29)平成29年度清河八郎顕彰剣道大会実行委員会交付金交付要綱(案)までについては、一括して事務局から説明してもらいたいのですがよろしいですか
委員	(了承)
教育長	では、一括して説明願います。

阿部主査	((21) ~ (23) 資料に基づき説明)
阿良主査	((24) ~ (29) 資料に基づき説明)
教育長	質問等ございませんか。山形ふるさと塾形成事業活動助成金とはどのようなものですか。
阿良主査	子どもに民俗芸能を伝承している町内の16団体に対して、県から総合交付金として30万円が交付されるもので、活動の支援に活用しております。来年度で3年目になります。
教育長	子どもたちに踊りや太鼓を教えていこうという活動のようですが、効果は出ていますか。
阿良主査	子どもたちの人数について目立った増減はありませんが、民俗芸能活動の中でとくに使途については指定していませんので、各団体が工夫しながら活動して頂いております。
教育長	こうした事業はすぐに効果が出るものではないので、是非活発に取り組んでいただきたいと思います。清河八郎顕彰剣道大会実行委員会交付金に関してですが、来年度の剣道大会の開催予定などはどのようになっていますか。
阿良主査	今のところ開催の情報は入っておりません。平成27年度と28年度は実績がないようなので、平成29年度の実績を見ながら次年度に向けて検討する課題の一つとして捉えています。
教育長	練成会の場合も、名称は違っても子ども達に剣道を普及させていくという主旨が同じで役立つものであれば是非交付してあげたいのですが、やはり難しいのでしょうか。
社会教育課長	清河八郎顕彰剣道大会の場合は、大会運営に多額の経費がかかるため、町で補助して奨励しようという主旨です。練成会の収支がどのようなものなのかわかりませんが、町が補助しないと開催できないような状況であれば、この要綱の中身を変えて対応せざるを得ないと思います。
教育長	他にございませんか。
加藤委員	庄内町部落公民館連絡協議会交付金に関してですが、小さい地域には配分される金額も少ないようなので、例えば有名な講師を呼んで講演会を開催することなどが難しくなります。過疎化が進む地域の活性化などを考えた場合、こうした配分方法については検討が必要ではないかと思います。また、イベントや特定の団体を対象とした交付金と違って、この交付金は全住民を対象としているわけなので、もう少し手厚い支援にしたり、配分方法を検討して頂くと地域の方々にも喜んでいただけるのかと思います。
社会教育課長	交付された団体では、この交付金は各学区地区単位としての部落公民館連絡協議会活動にそれぞれ活用しているようですが、実は清川地区では金額が少ないために使い道がなくて困っているのが現実のようですし、平等に活発化していけばいいのですが、取扱いとしてなかなか難しいものがあると考えています。
教育長	逆から言うと社会教育課のほうで地域づくりのためにいろんな仕掛けをしてあげて、ヒントやアイデアを与えていって動かしていくべきだと思います。他にございませんか。ないようなのでこのように進めてまいります。6その他に入ります。(1)第2回教育委員会定例会の開催について、事務局案は2月23日(木)午後2時からなのですがいかがですか。
委員	(日程調整)
教育長	それではよろしく願います。(2)その他はありませんか。
海藤主査	(幼稚園・小中学校 卒園・卒業式の出欠について確認)

教育長	他にございませんか。ないようなので以上で閉会します。
閉会	(午後4時55分)